

平成29年第12回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年12月26日(火) 午前9時00分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	5番	西久保	清 助
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	内 田	金 治
串木野地区2	原 口	壽 藏
市来地区	樋ノ口	正 信

出席職員 芹ヶ野國男局長、棚町健治補佐、萩内伸哉主幹
内門雅代主査

議事録署名委員 (8番 別府 嶺頭委員・9番 前田 博隆委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第21号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について
- 日程第2 議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(5件)について
- 日程第3 議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について
- 日程第4 議案第62号 農地転用事業計画変更に係る申請(1件)について
- 日程第5 議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(6件)について
- 日程第6 議案第64号 非農地証明願(6件)について
- 日程第7 議案第65号 農用地利用集積計画(案)(20件)について(新規11件・継続9件)
- 日程第8 議案第66号 耕作放棄地に係る非農地判断について
- 日程第9 議案第67号 農地の転用事実照会に関する回答(1件)について

会議の概要

局長 　　ただ今から第 12 回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 　　あいさつ。

局長 　　本日の総会は、農業委員 12 名、推進委員 3 名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。

議長 　　これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 　　それでは議事録署名委員は、8 番委員、9 番委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第 1 報告議案第 21 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 　　1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 21 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は 2 件で〇筆〇〇㎡です。よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今、説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同伴については申請どおり決定をします。日程第 2 議案第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。No.1 と No.2 は関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局 　　2 ページをお願いします。日程第 2 議案第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は 5 件で農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡を譲り受けたいという申請です。続きまして 4 ページをお願い

します。No.2 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を10番委員、【副】を6番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

10番委員 10番です。調査を、12月23日に、6番委員と私と譲受人と行いました。譲受人は、梅やらつきょうをたくさん耕作され、機械の保有も、畑作、果樹園の必要な機械を揃えておられます。今回もここを売買ということで取得され、らつきょうを栽培するということです。位置図は、2・3ページ、4・5ページに記載してありますので、見て頂きたいと思います。私たちの調査では、問題はないと見て参りました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 No.3について説明をお願いします。関連する委員がおりますので、退席ください。

事務局 6ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。No.3譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇㎡を譲り受けたいという申請です。なお、今回の申請で耕作面積が〇〇㎡となり、下限面積を超えます。調査は【正】を2番委員、【副】を1番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

2番委員 2番です。調査の報告をします。12月21日午後3時30分より、譲受人立ち会いのもと、1番委員と私で調査をしました。場所等については、総会資料の6・7ページをご覧ください。譲受人は近くに圃場を持っておられ、労働力、農機具等揃っており、自宅からの通作距離も〇mと近いです。また労力、施設とも十分あり、耕作できるものと認められますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 退席された委員は自席へお戻りください。No.4について説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いします。No.4についてご説明申し上げます。No.4譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇〇㎡外〇筆計〇筆合計〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。なお、今回の申請で耕作面積が〇〇㎡となり、下限面積を超えます。調査は【正】を11番委員、【副】を9番委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

11 番委員 11 番です。調査を 12 月 22 日、9 番委員と行政書士事務所の方、3 人と行いました。場所は 8・9 ページをご覧ください。8 ページの⑧・⑥・③が長い間耕作されずに葦のような木が茂っており、今回、〇〇の〇〇〇の工事が入り、⑧・⑥・③もきれいに草も払ってもらえた様で、この後のここの使い道をどうされるか、譲渡人に話を伺いに行ったところ、同居している息子に名義を直したいという相談を受けまして、行政書士を紹介し、今回 3 条申請が出たところです。譲受人は同居され、他に水稻を作っており、一緒に作業されていますので、こういう 3 条で贈与ができた、もう〇才に近い人ですが、大変喜んでいらっしゃいました。私たちが見たところ、何ら問題はないと見て参りました。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 No.5 について説明をお願いします。

事務局 10 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。No.5 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇㎡外〇筆計〇筆合計〇㎡を譲り受けたという申請です。調査は【正】を 9 番委員、【副】を 11 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

9 番委員 9 番です。12 月 22 日午前 9 時より、代理人で行政書士事務所の方立ち会いのもと、11 番と 2 人で 3 条の実態調査を現地で行って参りました。場所は資料の 10・11 ページです。申請地は地目は田で、〇筆面積を合わせて〇㎡です。申請人は〇才で、農業はベテランの方であります。今回は贈与ということでした。この水田には水稻を作付けし、農作業は夫婦 2 人で行い、忙しいときには同居している娘さんに手伝いをもらうとのことでした。農機具も大型トラクター、乾燥機を持っておられ、自宅より距離も〇mほどと近く、何も問題はないと見て参りました。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、No.1～No.5 について、説明及び報告がありました。何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 なしということですので、同件については申請どおり決定をします。取り下げが〇件ありましたので、16 ページをお開きください。日程第

5 議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 資料の 16 ページをお願いします。日程第 5 議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡を譲り受け、宅地造成を行い分譲したいという申請であります。この申請地は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 5 番委員、【副】を 4 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

5 番委員 5 番です。12 月 22 日、4 番委員と 2 人で行政書士立ち会いのもと調査を行って参りました。場所は〇〇〇裏側です。ここは水田ですけれども、埋め立てて住宅を建築するという事です。現地周辺は、住宅地がだいぶ出来上がっているような状況にあります。以前は水田が多かったところですが、水田も少なくなって、住宅地になっている状況です。私たちの調査したところでは、何ら問題はないと調査して参りました。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 No.2 について、説明を求めます。

事務局 資料の 18 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。この件につきましては、皆さん方に資料配布後、分筆後の面積が変更になったと連絡がありまして、本日資料が差し替えとなっております。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、自宅を建築するための宅地造成を行いたいという申請であります。この申請地は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 4 番委員、【副】を 5 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

4 番委員 4 番です。報告をします。12 月 22 日行政書士と 5 番委員で調査をして参りました。場所は 19 ページの位置図です。ここに自宅を建築するための宅地造成をしたいと、ここは以前、母親が畑に家を建ててそれを壊した後で、現在、造成したような感じできれいになっております。東は宅地、西は道路、南は宅地、北は畑、側溝も西側に入っており、境界にブロックを積み、整備したいとのことで、何ら問題はないと見て参りました。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 No.3 について、説明を求めます。

事務局 資料の 20 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地」に該当します。調査は【正】を 1 番委員、【副】を 3 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

1 番委員 1 番です。12 月 21 日行政書士立ち会いのもと 3 番委員と調査しました。場所は 20・21 ページをご覧ください。転用目的ですが、現在借家住まいで、申請地を譲り受けて自宅建築をしたいということです。周囲農地に対する被害・影響ですが、周囲に農地はなく被害を及ぼすことはありませんでした。付近の状況ですが、東・西・北側は宅地、南側は道路、用水は上水道、生活排水・汚水は下水道の計画、雨水排水は南側にある〇cm側溝へとになっており、合わせて問題なしと思われまます。目的の確実性ですが、土地取得費と住宅建築費が借入で、融資予定証明書が添付されており、許可が下り次第、速やかに着工する見込みです。以上調査結果は問題なしと思われまますが、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 No.4 について、説明を求めます。

事務局 資料の 22 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、貸資材置場としたいという申請であります。この申請地は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。なお、No.4 と No.5 はひと続きになっており、道路に面した部分に砂利が敷いてありましたので、始末書の添付があります。調査は【正】を 8 番委員、【副】を 7 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

8 番委員 8 番です。12 月 22 日、申請人の代理人である行政書士立ち会いのもと、7 番委員と私で調査を実施しましたので報告します。申請地は 22・23 ページの位置図を参照してください。転用目的は、建設業の資材置場として使用したい旨の申請です。申請地は一部畑として耕作されておりますが、畑の入口付近は砂利が入れてあり、ほとんどが荒地になっております。土地の取得費と造成費は全額自己資金で賄う、造

成計画は現状のまま利用し、被害防除策として北側と南側にブロックを○段積む計画になっております。周囲への日照通風、雨水排水等も特に問題はないと見て参りました。付近の状況は申請地の西側が道路、北側が現況は荒地である畑、東側が鉄道用地で、南側が現況は一部荒地となっている畑となっていますが、許可があり次第着工ということですので、よろしくお願ひします。

議長 No.5 について、説明を求めます。

事務局 資料の 24 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑○㎡を譲り受け、月極駐車場としたいという申請であります。この申請地は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 7 番委員、【副】を 8 番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

7 番委員 7 番です。12 月 22 日午前 9 時より行政書士立ち会いのもと、8 番委員と調査しました。資料の 24・25 ページをご覧ください。申請地の周囲に住宅が多く、月極駐車場として十分機能すると思われるため、申請地に月極駐車場を選定したとのこと。東は鉄道用地、西は道路、南と北は畑、雨水排水は自然流下、境界はブロック積みの○段で、周辺に被害を及ぼす恐れはないと思います。資金は融資で、工事を来年の 3 月～4 月までと計画され、事業計画書等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 No.6 について、説明を求めます。

事務局 資料の 26 ページをお願いします。No.6 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田○㎡実測面積○㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 3 番委員、【副】を 2 番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

3 番委員 3 番です。12 月 21 日木曜日、譲受人の代理人である〇〇市の行政書士と 2 番委員と、調査を行いました。今回の申請箇所は、26・27 ページをご覧ください。現在借家住まいのため、申請地を買い受けて、自宅を建築したいという申請です。この区域は〇〇地区の都市計画区

画内で、付近には西・北・南側は宅地、東側は側溝が入っている道路、用排水計画は汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下、東側の市道の側溝へ流す計画です。被害防除計画も提出されております。資金は銀行から借り入れる予定で、許可が下り次第着工したいとのことでした。私たちの見たところでは、何ら問題はないと見て参りました。終わります。

議長 No.1～No.6 まで、説明及び報告がありましたが、委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 6 議案第 64 号非農地証明願についてを議題とします。

事務局 資料の 28 ページをお願いします。本日ご提案申し上げております非農地証明願 6 件のうち、No.1 からNo.5 は違反転用の個別指導を受けての申請であります。残りのNo.6 は個別指導に関わらず申請があったものであります。それでは日程第 6 議案第 64 号非農地証明願のNo.1 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 53 年以降、隣接地の住宅敷地の一部となり現在に至っているという申請であります。資料の 30 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡の申請地は、平成 6 年、隣接地に住宅を建築したときから住宅敷地の一部として利用しており、また平成 10 年に車庫を建築して現在に至っているという申請であります。資料の 32 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、平成 7 年、隣接地に住宅を建築すると同時に車庫を建築するなど、住宅敷地の一部として利用され現在に至っているという申請であります。資料の 34 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 53 年に住宅を建築して現在に至っているという申請であります。資料の 36 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇〇㎡の申請地は、昭和 55 年以降、体育館駐車場として利用され現在に至っているという申請であります。資料の 38 ページをお願いします。No.6 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡の申請地は、住居を建築するため、平成 15 年に農地法第 5 条による許可を得て平成 29 年 12 月に建築した。今般、地目変更をしようとしたが許可書を紛失し、また許可日から 10 年以上経過して再交付も出来ないため、非農地証明を願出するという申請であります。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 No.1 からNo.6 まで、説明がありましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第7議案第65号12月分の農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。関連のある方はご退席ください。

事務局 40ページをお願いします。日程第7議案第65号12月分の農用地利用集積計画は20件〇筆〇〇㎡で、新規が11件、継続が9件です。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、説明がありましたが、委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定します。退席された方は自席へお戻りください。日程第8議案第66号耕作放棄地に係る非農地判断について議題とします。

事務局 43ページです。日程第8議案第66号耕作放棄地に係る非農地判断についてご説明申し上げます。今月は平成29年度の利用状況調査で新たにB分類と判定された農地について、非農地判断を提案しております。43ページから57ページまでです。57ページの欄外を見て頂きたいと思います。今回としましては、計で626筆292,203㎡の418人分について非農地判断の議決を求めるものであります。また、これまでの状況についてはご覧のとおりであります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局の説明がありましたが、皆さん方に調査してもらった結果です。大変広い農地が山林化した状態になっている状況です。何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定します。日程第9議案第67号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。

事務局

58 ページをお願いします。日程第9議案第67号農地の転用事実照会に関する回答についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡についてであります。申請地は、59ページの位置図のとおりです。現地調査につきましては、農地利用状況調査において、宅地及び通路であることが確認されており、違反転用の個別指導対象農地であります。回答につきましては、回答期限の関係で、61ページをご覧ください。1番の土地の現況については農地でない、4番の原状回復命令については見込みなしで回答しておりますので、よろしくをお願いします。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明でしたが、よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長

ないようですので、同件については申請どおり決定します。

議長

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

- _____
- _____